

地域振興県土警察常任委員会資料

(平成28年9月15日)

[件名]

- 1 「鳥取県と徳島県との危機事象発生時相互応援協定」の改定について (危機管理政策課) … 1
- 2 第1回鳥取県避難所運営指針検討会の開催結果について (危機管理政策課) … 6
- 3 第1回鳥取県災害時物流体制確保対策検討会の開催結果について (危機管理政策課) … 7
- 4 北朝鮮による核実験事案に係る県の対応状況等について (危機対策・情報課) … 10
- 5 島根原子力発電所低レベル放射性廃棄物のモルタル充填に用いる添加水量計の校正記録の不適切な取扱い事案について (原子力安全対策課) … 12
- 6 島根原子力発電所2号機の新規制基準適合性審査の状況等について (第28報) (原子力安全対策課) … 13
- 7 平成28年度原子力防災訓練に係る船舶を活用した住民避難訓練の実施について (原子力安全対策課) … 17
- 8 人形峠環境技術センター・総合管理棟のウォーターバス(湯せん器)で発生した火災について (原子力安全対策課) … 19
- 9 平成28年度鳥取県自主防災組織等知事表彰について (消防防災課) … 21
- 10 「イザ!カエルキャラバン! inとっとり」の開催について (消防防災課) … 23
- 11 「鳥取県西部地震16年フォーラム」の開催について (消防防災課) … 25

危機管理局

「鳥取県と徳島県との危機事象発生時相互応援協定」の改定について

平成28年9月15日

危機管理政策課

本県と徳島県は、平成16年に都道府県レベルで初の遠隔地の相互応援協定（当初は自然災害を対象とし、その後の改定により危機事象全般に拡大）を締結し、災害時等の人的・物的支援、平常時の両県職員の人事交流や防災訓練の相互参加をはじめ、市町村及び民間レベルでの応援協定の締結等を行ってきており、平成28年熊本地震の課題を踏まえて協定内容を拡充した新たな協定を平成28年9月12日（月）に締結しました。

1 協定締結式の概要

- (1) 日時 9月12日（月） 午前10時～10時30分
- (2) 場所 夢みなとタワー2F 第3会議室（境港市竹内団地255-3）
- (3) 出席者 平井鳥取県知事、飯泉徳島県知事

2 新たな協定のポイント

- 熊本地震で顕在化した課題を踏まえ、「相互応援協定」を拡充
- 協定に基づいて具体の取り組みを定めた「相互応援要領」の見直しを併せて実施

(1) 熊本地震の教訓

① 応援受援体制

- ・被災市町村に対する都道府県のカウンターパート支援が奏功
- ・災害対応業務の標準化（業務の手順、書式、ツール等の共通化）が普及しておらず応援に時間を要し非効率であったこと

② 被災者の避難環境

- ・避難所運営の担い手（マンパワー）不足
- ・多様な避難者が過ごしやすい避難所の質的向上（要配慮者支援、プライバシー確保、車中泊・衛生対策、福祉避難所の受入）が不十分

③ 支援物資

- ・物資集積拠点の被災、支援物資の住民提供が遅延

④ 行政の業務継続

- ・災害対応業務（住家被害認定、罹災証明等）のノウハウを有する人材の不足及び通常業務に係る人材（福祉施策相談に対応する福祉業務経験職員など）の不足

(2) 拡充事項

① 県を挙げた相互応援体制の強化

- ・被害地域全体を応援県の市町村、企業、医療施設、福祉施設、住民で県を挙げて応援することの重要性を再確認し、その取組を強化すること

② 災害対応業務の標準化の推進

- ・災害対策本部運営、災害時物流対策（物流事業者の担当業務など）の標準化に関する共同研究
- ・災害時の情報システムの相互利用による情報の共有化

③マンパワー支援の拡充

- ・震度に応じた人的プッシュ支援
- ・県や市町村の災害対策本部の運営支援
- ・避難所運営、物資受入れ拠点運営支援の拡充
- ・その他の支援（職員の健康調査、ふるさと納税業務代行など）

④物流支援

- ・物資集積拠点の設置、運営の支援
- ・災害時物流対策（物流事業者の担当業務など）の標準化に関する共同研究（再掲）

⑤広域支援

- ・広域避難の拡充（避難者の受入だけでなく一般避難所、福祉避難所の提供など）

3 これまでの協定締結の経過

H16. 3. 17 「災害対策における鳥取県・徳島県相互応援協定」を締結

- ・同時被災をしないメリットを活かした遠隔地同士で行われた県レベルの協定は全国初
- ・災害発生時におけるボランティアの受入体制の構築及び平常時におけるボランティアの相互交流等を規定

H20. 9. 1 「危機事象発生時における鳥取県・徳島県相互応援協定」に改定

- ・対象を自然災害に限らず危機事象全般とすることを明記
- ・支援内容に、被災地の重要な通常業務継続（BCP）の支援を追加
- ・震度6弱以上の地震の場合、自動応援を行うことを明記

H23. 11. 18 「鳥取県と徳島県との危機事象発生時相互応援協定」に改定

- ・応援内容に広域応援調整、避難者受入等を追加
- ・平常時からの協力体制について追加（訓練参加、業務継続体制構築、職員相互交流）

鳥取県と徳島県との危機事象発生時相互応援協定 新旧対照表

改定後	改定前
<p>鳥取県と徳島県との危機事象発生時相互応援協定</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この協定は、鳥取県及び徳島県（以下「両県」という。）のいずれかの県域において、自然災害はもとより、県民の生命、身体及び財産に重大な被害をもたらす危機事象又はそのおそれのある危機事象が発生した場合（以下「危機事象発生時」という。）に、<u>危機事象が発生した県（以下「危機事象発生県」という。）の市町村、企業、医療施設、福祉施設及び住民など被災地域全体に対し、応援を実施する県（以下「応援県」という。）の総力を挙げたカウンターパート制による効果的な応援及び危機事象発生県における円滑な受援が行われるよう、必要な事項について定める。</u></p>	<p>鳥取県と徳島県との危機事象発生時相互応援協定</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この協定は、<u>中国・四国ブロックでのカウンターパート制の導入による相互応援体制等の構築を踏まえ、</u>鳥取県及び徳島県（以下「両県」という。）のいずれかの県域において、自然災害はもとより、県民の生命、身体及び財産に重大な被害をもたらす危機事象又はそのおそれのある危機事象が発生した場合（以下「危機事象発生時」という。）に、<u>応援を実施する県（以下「応援県」という。）による効果的な応援及び危機事象が発生した県（以下「危機事象発生県」という。）における円滑な受援が行われるよう、必要な事項について定める。</u></p>
<p>(県を挙げた協力体制)</p> <p>第2条 <u>応援県は、前条の目的を達成するため、応援県の総力を挙げ、県民全体で多面的、集中的に支援するよう努めるものとする。</u></p> <p>2 <u>両県は、本協定を円滑に実施するため、両県の市町村における相互応援体制の強化を促進するとともに、企業、医療施設、福祉施設、住民等の協力を得ながら相互応援体制を構築するものとする。</u></p> <p>3 <u>両県は、この協定の趣旨を広く県民に周知するものとする。</u></p>	<p>(県を挙げた協力体制)</p> <p>第6条 <u>両県は、両県の市町村における相互応援体制の構築の促進に努めるものとする。</u></p> <p>2 <u>両県は、本協定を円滑に実施するため、企業、医療機関、福祉団体、ボランティア等の協力を得ながら、相互応援体制を構築するものとする。</u></p> <p>3 <u>両県は、危機事象発生時において県民全体で危機事象発生県の支援を行うため、この協定の趣旨を広く県民に周知するものとする。</u></p>
<p>(応援内容)</p> <p>第3条 <u>応援の基本的内容については、以下のとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>災害対策本部運営等危機事象への応急対策、復旧・復興、通常行政事務等にかかる人的支援</u></p> <p>(2) <u>危機事象発生県の行政事務に係る代替・代行支援</u></p> <p>(3) <u>危機事象発生県に関する情報収集及び広域応援調整</u></p> <p>(4) <u>物資、資機材等の提供及び物資集積拠点の設置、運営支援</u></p> <p>(5) <u>県、市町村、企業、医療施設、福祉施設等の業務継続に係る支援</u></p> <p>(6) <u>一般避難所、福祉避難所の提供及び避難者の受入れ</u></p> <p>(7) <u>応援県内の市町村、企業、医療機関、福祉団体、住民への協力依頼</u></p> <p>(8) <u>風評被害対策</u></p> <p>(9) <u>災害ボランティアの活動に対する支援</u></p> <p>(10) <u>その他必要とされる応援</u></p>	<p>(応援内容)</p> <p>第2条 <u>応援の基本的内容については、以下のとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>応急対策等に係る人的支援</u></p> <p>(2) <u>危機事象発生県に関する情報収集及び広域応援調整</u></p> <p>(3) <u>物資や資機材等の提供</u></p> <p>(4) <u>県、市町村、企業、医療機関、福祉団体等の業務継続に係る支援</u></p> <p>(5) <u>避難者の受入れ</u></p> <p>(6) <u>危機事象発生県の被災市町村支援に係る応援県内市町村への協力依頼</u></p> <p>(7) <u>風評被害対策</u></p> <p>(8) <u>災害ボランティアの活動に対する支援</u></p> <p>(9) <u>被害状況、支援を要する内容の広報</u></p> <p>(10) <u>その他必要とされる応援</u></p>

<p>(応援体制)</p> <p>第4条 応援県は、危機事象発生県からの要請に基づき、<u>県の組織を挙げて危機事象発生県を応援する体制を構築し、前条の応援を迅速に行うものとする。</u></p> <p>2 震度6弱以上の地震が観測された場合又は危機事象発生により両県間の通信途絶等の緊急事態が生じた場合には、危機事象発生県からの要請がなくとも、応援県の判断により、現地連絡調整員、医師や保健師、応急危険度判定士等の人的支援、物資や資機材等の提供などを行うものとする。</p> <p>3 <u>震度7の地震が観測された場合は、危機事象発生県からの要請がなくとも、前項の応援に加え、広域応援調整、避難所運営、物資集配等への人的支援を行うものとする。</u></p>	<p>(応援体制)</p> <p>第3条 応援県は、危機事象発生県からの要請に基づき前条の応援を迅速に行うものとする。</p> <p>2 震度6弱以上の地震が観測された場合又は危機事象発生により両県間の通信途絶等の緊急事態が生じた場合には、危機事象発生県からの要請がなくとも、応援県の判断により、現地連絡調整員、医師や保健師、応急危険度判定士等の人的支援、物資や資機材等の提供などを行うものとする。</p> <p>3 <u>応援県は、県の組織を挙げて危機事象発生県を応援する体制を構築するとともに、危機事象発生県において、支援に係る情報収集、他の都道府県や関係機関等との広域応援調整を行うものとする。</u></p>
<p>(受援体制)</p> <p>第5条 危機事象発生県は、応援県の支援活動が円滑に実施できるよう情報の提供、活動拠点の確保、搬送等受入体制の整備に努めるものとする。</p>	<p>(受援体制)</p> <p>第4条 危機事象発生県は、応援県の支援活動が円滑に実施できるよう情報の提供、活動拠点の確保、搬送等受入体制の整備に努めるものとする。</p>
<p>(平常時からの協力体制)</p> <p>第6条 両県は、危機事象発生時において協定に基づく応援が円滑に行われるよう、平常時より次に掲げる事項の実施に努めるものとする。</p> <p>(1) 防災訓練、国民保護訓練等への相互参加、助言、評価等</p> <p>(2) 業務継続に係る支援体制の構築</p> <p>(3) 避難者の受入れ並びに被災企業等の業務継続及び風評被害に対する支援の枠組みの構築</p> <p>(4) 日本赤十字社、社会福祉協議会、NPO等の災害ボランティア活動が円滑に行われるための、災害ボランティアの育成、活動環境の整備促進及び相互交流の支援</p> <p>(5) <u>職員の相互交流、災害対応業務の標準化等に関する共同研究及び防災・危機管理に関する研修等人材育成の共同実施</u></p> <p>(6) <u>災害情報システムによる両県の災害情報の共有及び相互利用</u></p>	<p>(平常時からの協力体制)</p> <p>第5条 両県は、危機事象発生時において協定に基づく応援が円滑に行われるよう、平常時より次に掲げる事項の実施に努めるものとする。</p> <p>(1) 防災訓練、国民保護訓練等への相互参加、助言、評価等</p> <p>(2) 業務継続に係る支援体制の構築</p> <p>(3) 避難者の受入れ並びに被災企業等の業務継続及び風評被害に対する支援の枠組みの構築</p> <p>(4) 日本赤十字社、社会福祉協議会、NPO等の災害ボランティア活動が円滑に行われるための、災害ボランティアの育成、活動環境の整備促進及び相互交流の支援</p> <p>(5) <u>職員の相互交流及び共同研究</u></p>
<p>(相互応援活動要領)</p> <p>第7条 両県は、本協定を円滑に実施するため、平常時及び危機事象発生後の時間の経過に応じ、応急対策等に係る人的支援、物資、資機材等の提供等に係る応援・受援計画を定めた「相互応援活動要領」を策定するものとする。</p> <p>2 <u>前項の「相互応援活動要領」は、新たな危機事象における教訓や訓練による検証等を踏まえ、両県で協議の上、随時見直すこととする。</u></p>	<p>(相互応援活動要領)</p> <p>第7条 両県は、本協定を円滑に実施するため、平常時及び危機事象発生後の時間の経過に応じ、応急対策等に係る人的支援、物資、資機材等の提供等に係る応援・受援計画を定めた「相互応援活動要領」を策定するものとする。</p>
<p>(経費の負担)</p> <p>第8条 応援に要した経費は、原則として応援を受けた危機事象発生県の負担とする。ただし、両県の間で協議した結果、合意が得られた場合については、この限りでない。</p>	<p>(経費の負担)</p> <p>第8条 応援に要した経費は、原則として応援を受けた危機事象発生県の負担とする。ただし、両県の間で協議した結果、合意が得られた場合については、この限りでない。</p>

<p>(他の協定との関係)</p> <p>第9条 両県は、この協定のほか、<u>それぞれの県で自治体、各種団体、民間事業者等と別に締結している危機事象発生時の支援に関する協定等を効果的に活用して、応急対策及び復旧・復興を促進するよう努めるものとする。</u></p>	<p>(他の協定との関係)</p> <p>第9条 両県は、この協定のほか、<u>両県が別に締結する危機事象発生時の相互応援に関する協定を効果的に活用して、復旧を促進するよう努めるものとする。</u></p>
<p>(その他)</p> <p>第10条 この協定に定めのない事項については、その都度、両県で協議して定めるものとする。</p>	<p>(その他)</p> <p>第10条 この協定に定めのない事項については、その都度、両県で協議して定めるものとする。</p>
<p>(適用等)</p> <p>第11条 この協定は、<u>平成28年9月12日から適用する。</u></p> <p>2 <u>平成23年11月18日に締結した「鳥取県と徳島県との危機事象発生時相互応援協定」は、これを廃止する。</u></p>	<p>(適用等)</p> <p>第11条 この協定は、<u>平成23年11月18日から適用する。</u></p> <p>2 <u>平成20年9月1日に締結した危機事象発生時における鳥取県・徳島県相互応援協定は、これを廃止する。</u></p>

第1回鳥取県避難所運営指針検討会の開催結果について

平成28年9月15日
危機管理政策課

熊本地震をはじめとしたこれまでの災害の教訓とそれらへの対策を整理し、災害が発生したときに地域のコミュニティが自助、共助の取組として住民主体で避難所を開設、運営し、多様な人に優しい良好な避難所生活を実現する実践的な避難所運営指針を作成することを目的として、第1回鳥取県避難所運営指針検討会を開催しました。

1 日時

平成28年9月7日（水）午後3時30分から午後5時

2 場所

災害対策本部室（県庁第2庁舎3階）

※東部管内以外の市町村は、テレビ会議で各総合事務所等にて参加。

3 出席者

- ・若葉台地区自主防災会連絡協議会 会長 山田義則（住民リーダーの立場）
- ・とっとり震災支援連絡協議会 事務局長 佐藤淳子（避難所運営研修実施経験者）
- ・日本財団鳥取事務所 統括長 木田悟史（日本財団は避難所運営のノウハウを有する）
- ・市町村関係課担当者（防災担当、避難所関係担当）
- ・本庁関係課担当者（危機管理局、福祉保健課、子育て応援課、交流推進課、女性活躍推進課、業務効率推進課、くらしの安心推進課）

4 意見交換の概要等

- (1) 鳥取県避難所運営指針作成の目的と検討スケジュール等について
- (2) 鳥取県避難所運営指針の主な検討課題について

（主な課題）

避難所の運営（住民主体の避難所運営）、車中避難への対応（一定のルール決め等）、要配慮者に配慮した良好な生活環境の確保、被災者への情報伝達（情報掲示板や多様な伝達手段の活用）

【主な提案意見の概要】

- ・指針にはペット対応を追加すること
- ・指定避難所以外に点在する車中避難者への対策について検討すること
- ・在宅避難者、車中避難者のニーズを把握する方法を検討すること
- ・地域の実情に応じて、要支援者の避難所への輸送手段を考えておくこと
- ・避難所の合鍵を地元住民が持ち、開錠する地域があることを考慮すること
- ・避難所となる建物の危険度を利用開始時点で住民が判定できるチェックリストの導入も検討すること
- ・誰でも利用可能な共用スペースの導入を検討すること
- ・SNSを情報伝達手段として活用する場合は、混乱を招かない方策を講ずること

5 今後のスケジュール

- (1) 鳥取県避難所運営指針の取りまとめ（11月頃）
今後、乳幼児を持つ母親、妊産婦、障がい者、外国人等の配慮が必要な人の意見、被災地支援経験者等の意見を聞き、検討した上で取りまとめを行う。
- (2) 鳥取県避難所運営指針の普及や検証（時期：1月以降）
 - ・避難所運営リーダー養成市町村職員研修会の開催…指針の普及と人材養成
 - ・避難所開設運営訓練の実施…指針の検証と人材養成

第1回鳥取県災害時物流体制確保対策検討会の開催結果について

平成28年9月15日
危機管理政策課

本年4月の熊本地震を踏まえ、本県の災害時物流体制の整備を目的とする鳥取県災害時物流体制確保対策検討会の第1回会議を開催しました。

1 検討会の目的

熊本地震などの教訓を踏まえ、本県において災害時に県、市町村など行政機関及び物流に関する事業者等が協働して迅速かつ的確に食料等の救援物資を被災者へ提供する体制（関係者の役割分担、実施体制、具体的要領手順など）を整理構築することを目的とする。

2 第1回検討会の結果概要等

(1) 日時等

日時 平成28年9月12日（月）14:30～16:45

参加機関 県トラック協会、県倉庫協会、JA中央会、県石油協同組合、物流業者、国（中国運輸局）、市町村、県関係課など

(2) 主な検討課題等と対応方針（案）について意見交換

ア 検討すべき課題・論点及び対応の方向性や視点を明らかにするために次の内容を提示

主な検討課題等	対応方針（案）
①災害の規模に応じて、オール鳥取県の物流体制が速やかに立ち上がる仕組みづくりが必要。	<ul style="list-style-type: none"> ・災害の規模（被災地が広域で県外から物資が大量に供給される場合等）や地域に応じた初動対応をパターン化しておく。 ・発災時には物流体制を自動的に起動させる。 <p style="text-align: right;">など</p>
②輸送する物資の特性に合わせた輸送力等の確保のため、物資の種類や輸送先をあらかじめ想定しておく必要がある。	<ul style="list-style-type: none"> ・毎日の食事については、発災直後だけ備蓄物資を活用したプッシュ供給を行い、その後できるだけ速やかに協定業者等からの調達に切り替える。 <p style="text-align: right;">など</p>
③外部から応急調達するものや、備蓄物資などを組み合わせて、先読みした調達の手配や輸送力の調整を行う必要がある。	<ul style="list-style-type: none"> ・発災から段階（例：1日目、2日目）を追った支援物資の手配方法や調達先を定めておく。 ・避難者数が不明な場合も被害想定を活用してプッシュ供給できるように、事前に事業者等と調整しておく。 <p style="text-align: right;">など</p>
④あらかじめ使用可能な物資集積所の候補地を選定しておく必要がある（被災パターンに応じて、地域バランスも考慮する。）。	<ul style="list-style-type: none"> ・県内外の民間施設、公有施設から地域別に複数の候補施設を選定し、被災区域に応じた活用パターンを定めておく。 ・一極集中による弊害を回避するため、また、収容能力の大きい施設はごく限られることから、複数の施設を使用する。

	<ul style="list-style-type: none"> 熊本地震では、福岡県の物流事業者施設が品目を分けて一次集積所に活用されており、この方法も検討する。 <p style="text-align: right;">など</p>
⑤災害時の物流支援を円滑に行うため、各機関が持ち合わせているノウハウを最大限に活用できる役割分担を設定する必要がある（特に行政機関が無理に不慣れな業務を担わないようにする。）。	<ul style="list-style-type: none"> 県は情報集約や配送先等の決定を行い、配送の実務は物流事業者が行う（予め幹線担当、宅配担当（二次集積所～避難所）、災対本部担当、集積拠点担当）などの役割分担を行う。（これらを先行的に徳島県との標準化を検討する。） 県及び市町村は、物流事業者の配送等の円滑化を物資集積所等への人的派遣、道路情報の提供等で支援する。 <p style="text-align: right;">など</p>
⑥避難所の物資ニーズや、他県等からの支援物資の申し出をとりまとめる方法について事前に定めておく必要がある。また、在庫量より入庫量が圧倒的に多くなることが予想されるため、物資が倉庫で滞留しないための対策を講じる必要がある。	<ul style="list-style-type: none"> 物資ニーズの報告や集約を行う様式を統一する。 物資ニーズと支援物資のマッチングを専門チームで行い、物流専門家がコーディネートする。 外部からの支援申出は、当面必要なものや整理しやすいもの等以外は当面は受け入れず、将来の支援としてお願い（リスト化等）する。 <p style="text-align: right;">など</p>
⑦物資のニーズ、処理状況（配送状況含む）について、ツールを整備する等、状況把握と情報共有を図る体制を整備する必要がある。	<ul style="list-style-type: none"> 管理システムの導入などについて検討を行う。 多くの県等で今後活用予定の様式に合わせた様式を使用する。 特定の区間（例：一次集積所から二次集積所まで）を担当する事業者の管理ツールを活用することも選択肢とする。 <p style="text-align: right;">など</p>
⑧避難所や物資集積所などで支援を行うマンパワーを迅速に確保できる体制を整備する必要がある。	<ul style="list-style-type: none"> 自動派遣基準を設け、県職員などを動員する体制を整備する。 <p style="text-align: right;">など</p>

イ 主な意見

- ①現在のところ、救援物資の受援体制の整備が不十分で、物流供給の訓練も実施できていない。今後体制を見直していきたい。
- ②自社マニュアルは誰でも分かりやすくするため図示する工夫もしている。簡単に理解できるマニュアルにしないと機能しないおそれがある。
- ③物資の集積場所は、フォークリフトが使用できるなど大型車両を用いた荷卸し積載が使用可能な物流拠点施設でなければスムーズに運営できないと考える。
- ④災害時に円滑に物資を届けるため、備蓄物資の保管場所などの情報は、平時のうちに物流事業者へ情報提供してほしい。トラックが入れるかどうかも承知しておく必要がある。
- ⑤公的備蓄の保管方法、並べ方なども今後検討したい。各事業者からも指導願いたい。
- ⑥県外等の遠方からの物資を積載したトラックに、避難所まで直送してもらうことは現実的には容易ではないと思われる。

- ⑦県外からの物資支援を円滑に県内に受け入れるため、県境付近の県内市町村に物流拠点を設けることで支援が効果的にできるのではないかと。
- ⑧まずは公的備蓄（連携備蓄）を被災市町村に送り込む体制が必要。被災パターンに応じたオペレーションとするなら、使い分ける基準の見極めが大切。
- ⑨物流事業者も被災して、人も車両なども限られると想定されるので、主な物流事業者だけでなく、その協力企業も含めて、県内でどの程度の輸送力を有しているかあらかじめまとめておいたほうが良い。
- ⑩どの事業者も事務所が被災すれば対応できなくなる。エリアごとに事業者を割り振るやり方が良いだろうが、対応できなくなった際の代替手段を設けておくことが必要。
- ⑪被災状況によってケースバイケースの対応となることが考えられる。県外支店などから応援社員が参集しても、道路の被災等で十分に活動できない場合もある。
- ⑫熊本地震では、避難所のニーズ把握に国が配布したタブレット端末が活用された。国の動きを注視したい。
- ⑬輸送に要する車両への燃料供給や、ガソリンスタンドへの補給体制の確保は重要な課題であるので、重要視すべき。 など

3 今後のスケジュール（予定）

- 引き続き、検討会、有識者の指導等によって検討を進め、本年度内にオペレーションマニュアルをとりまとめる。
- 検討結果は県地域防災計画に反映する。

北朝鮮による核実験事案に係る県の対応状況等について

平成28年9月15日
危機対策・情報課
水・大気環境課

北朝鮮は、9月9日（金）午前9時30分頃に第5回目の核実験を実施しました。その概要と本県の対応状況等は次のとおりです。

1 核実験の状況

北朝鮮は、9月9日9時30分頃に、北朝鮮の咸鏡北道（ハムギョンプクト）豊溪里（プンゲリ）付近において第5回目の核実験を実施した。（マグニチュード5.3）

なお、北朝鮮は9日、核弾頭の爆発実験に「成功」と発表した。「核弾頭の威力を判定するための実験」と説明しており、弾道ミサイルに搭載する核弾頭の小型化や軽量化に向けた開発が進んでいることを誇示した形である。北朝鮮が「核弾頭爆発実験」実施に言及したのは初めて。

【参考：過去の核実験実施の状況】

第1回目：平成18年10月9日（M4.9） 第2回目：平成21年5月25日（M5.3）
第3回目：平成25年2月12日（M5.2） 第4回目：平成28年1月6日（M5.0）

2 本県等への影響

(1) 安否確認等（9月9日実験実施時点）

- ①漁船：安全確認済（日本海（沿岸部を除く）で5隻操業中）
- ②教育委員会の海洋練習船：安全確認済（境港停泊中）
- ③DBSクルーズ：安全確認済（境港停泊中）
- ④アジアナ航空米子ソウル便：安全確認済（定刻運行）
- ⑤韓国派遣県職員（2名）：安全確認済

(2) 放射能影響の測定（モニタリング）結果（9月9日～9月12日15時現在）

①県内の状況

- ア) 大気中の放射性物質（降下物、大気浮遊じん）：核実験後に人工放射性核種（ヨウ素-131、セシウム-134、137）は未検出。
- イ) 空間線量率：特別な変化なし。

②全国の状況

- ア) 大気中の放射性物質（降下物、大気浮遊じん）：核実験後に人工放射性核種（ヨウ素-131、セシウム-134、137）は未検出。
- イ) 空間線量率：特別な変化なし。

* 9月9日から降下物や大気浮遊じんの測定頻度を上げる（1回/月→毎日）等、モニタリング体制を強化している。国（原子力規制庁）の指示に従い、当面この体制を継続する予定である。

(3) 拉致問題への影響

加藤拉致問題担当大臣は、「拉致、核、ミサイルについて北朝鮮の一連の行為に対する国連決議などしっかりと圧力をかけていく。そうした『行動対行動』『対話と圧力』という基本原則のもとで、対話を通じて拉致被害者が一日も早く帰国できるよう方策を追求していく」とコメントした。（9日の記者会見）

3 県の対応及び市町村への依頼事項

(1) 県の対応（9月9日）

- ① 9時51分：時事通信社の速報（メール）「聯合によると、『韓国政府当局者は北朝鮮の地震について核実験の可能性がある』と述べた」との情報により、情報収集等を開始するとともに、関係部局等に連絡

② 10時10分：放射線モニタリング強化を開始

・モニタリングポストによる監視

9箇所：衛生環境研究所、木地山局（三朝町木地山）、米子局（米子市立河崎小学校）、境港局（境港市役所）、南部町役場測定局（南部町法勝寺庁舎）、大山町役場測定局（大山町大山支所）、日野総合事務所測定局（西部総合事務所日野振興センター）、きらりタウン赤碕測定局（赤碕ふれあい交流会館）、鳥取県庁

・降下物・浮遊塵の測定（衛生環境研究所）

* 高空の大気浮遊塵等の採取・測定は、原子力規制庁から公表

③ 13時19分：県民への情報提供

・あんしんトリピーメール、トリッター、とりネット等により情報提供。

⇒とりネットでは、放射線モニタリングに関する情報を更新し、「核実験の影響は確認されていませんので、まずは安心して日常生活をお送りください」等をコメント付で掲載中。

④ 15時10分：「北朝鮮による核実験事案に係る危機管理委員会」を開催

(2) 市町村への依頼事項（9月9日）

北朝鮮による核実験を踏まえ、モニタリングの測定値が通常の範囲を超えて、かつ人体に影響があると思われるような万一の場合、住民への広報の実施を依頼した。

（→防災行政無線、広報車の活用）

5 県知事のコメント（9月9日）

○東アジアサミットでの北朝鮮非難の声に対抗するような蛮行に憤りを禁じ得ない。

○政府には、拉致問題も含め、国際社会とともに断固たる対応をして欲しい。

○県としても、情報収集や放射線モニタリングなど万全を期す。

6 その他（直近の弾道ミサイルへの対応）

9月5日（月）、弾道ミサイル3発が発射され、日本の排他的経済水域（北海道沖）に落下したとみられている。

県では、県関係の漁船等の安否確認（結果、異常なし）を行うとともに、「情報連絡会議」を開催し、引き続き、情報収集を行うこと及び県関係部局・市町村等の役割・連絡体制等の確認を行った。

鳥根原子力発電所低レベル放射性廃棄物のモルタル充填に用いる
 添加水量計の校正記録の不適切な取扱い事案について

平成28年9月15日
 原子力安全対策課

平成28年8月3日に開催された原子力規制委員会において、平成28年度第1四半期の保安検査結果が報告され、本事案に係る監視状況が公表され、再発防止対策に係る有効性評価まで確認されたことから、同保安検査の内容及び再発防止対策の進捗状況等について確認するため、安全協定に基づく現地確認（第5回）を米子市及び境港市と合同で実施しました。

1 鳥取県の対応

平成27年6月30日に中国電力から連絡を受けた鳥根原子力発電所における低レベル放射性廃棄物のモルタル充填に用いる流量計問題については、平成27年8月5日の原子力規制委員会で「保安規定違反（監視）」と判定され、原子力規制委員会は年4回行われる保安検査において、安全文化醸成活動も含め中国電力の行う改善措置の状況を監視していくとされています。

本事案に対して、本県では、再発防止の徹底等について国や中国電力に対して申入れ等を行うとともに、安全協定に基づく現地確認を行い、事案の発生状況や中国電力の取組状況等について確認を進めています。

2 第5回現地確認の結果概要

- (1) 確認日時 平成28年8月26日（金）9:00～12:00
- (2) 確認場所 中国電力鳥根原子力発電所
- (3) 確認者 【鳥取県】原子力安全対策監、原子力安全対策課職員1名、西部総合事務所職員1名
 【米子市】防災安全課職員1名、【境港市】自治防災課職員1名

(4) 確認概要
 中国電力から関係書類の提示を求め、再発防止対策の実施状況等（H28.6.末時点）を確認した。

(5) 確認内容
 ア 不適切に製作されたドラム缶
 原子力発電所内で適正に保管されており、現在搬出に向けた品質保証のための検査方法等について搬出先の日本原燃（株）と協議している。

イ 再発防止対策の状況（平成28年2月～平成28年6月分について）

項目	再発防止対策	主な確認内容
業務管理のしくみの改善	EAM [*] 点検計画表の管理対象としていなかった機器の点検計画管理方法の改善（見える化）	・EAM以外の方法で管理する機器について手順が定められるとともに、周知されていることを確認した。 ・EAMの改良が年度内に完了予定であることを確認した。
	固型化設備稼働前の確認プロセスの改善	・設定したホールドポイントについて、手順書に基づき設備起動前の点検を実施していることを確認した。
	業務に即した手順への見直し	・他設備への水平展開として、31文書が抽出され、全文書の手順が見直しされていることを確認した。
業務運営の改善	管理者によるマネジメントの改善	・管理者責務に関する研修が実施されたことを確認した。 ・管理者の責務に係る自己評価が実施されたことを確認した。
	内部牽制の強化につながる管理方法の改善	・運用後の意見が取り込まれた「官庁関係申請等管理手順書」が改訂されたことを確認した。 ・平成28年度第1四半期における、官庁関係申請等管理手順書に基づき作成される文書において不適合が発生していないことを確認した。
	監査体制	・社外からの監査・検査等への管理者の同席について周知されていることを確認した。
意識面（不正をしない、原子力安全文化）の取組の改善	今回の不正事案の事例研修を実施	・本事案の事例研修が新入社員に対し実施されたことを確認した。
	「地域に対し一人ひとりが約束を果たし続ける意識」をさらに向上させるための取組	・コンプライアンス行動基準の中間振り返りを実施していることを確認した。 ・地域との関りについての話し合い研修を実施していることを確認した。
	適切な発注業務管理の推進	・請負者に対し、適切な受注業務要請の実施や、不適切な受注事案がないことを確認していることを確認した。

※EAM：原子力発電所の設備に対する保全計画・実施・結果に係る情報を統合的に管理するシステム

島根原子力発電所2号機の新規制基準適合性審査の状況等について（第28報）

平成28年9月15日

原子力安全対策課

平成25年12月25日に申請が行われた島根原子力発電所2号機に係る原子力規制委員会での新規制基準適合性審査会合の審査状況は次のとおりです。また、平成28年7月4日に申請が行われた同2号機に係る特定重大事故等対処施設及び所内常設直流電源設備（3系統目）に係る審査会合が初めて開催されました。

1 新規制基準適合性審査会合

＜前回の報告（平成28年7月19日）以降の審査会合＞

回数(開催日)	議 題	概 要
78回目 (H28. 8. 25)	〔重大事故対策〕 有効性評価（コメント回答）	<p>＜中国電力の説明＞</p> <p>格納容器破損防止対策等の有効性評価について、これまでの審査会合での指摘事項に対して、炉心損傷後の安定停止状態の評価等の回答が行われた。</p> <p>＜原子力規制委員会のコメント＞</p> <p>原子力規制委員会からは、炉心損傷後の安定停止状態維持のため水素対策を説明すること等のコメントがあった。</p>

2 特定重大事故等対処施設及び所内常設直流電源設備（3系統目）に係る審査会合

回数(開催日)	議 題	概 要
1回目 (H28. 9. 13)	申請の概要	<p>＜中国電力の説明＞</p> <p>特定重大事故等対処施設及び所内常設直流電源設備（3系統目）に係る設計方針及び施設の概要等について説明が行われた。</p> <p>＜原子力規制委員会のコメント＞</p> <p>特定重大事故等対処施設について、資料の一部に非公開の内容が含まれているが、公開の審査会合である点を考慮して公開可能な資料に差し替えを行うこと、及び過圧破損防止機能について重大事故対策設備と同様のフィルタベントの設置を設計方針としているが、審査基準で多様性を求めている点についての考え方を説明すること等のコメントがあった。</p>

* 特定重大事故等対処施設及び所内常設直流電源設備（3系統目）に係る審査方針については、審査の透明性を確保するとともに、セキュリティの観点にも配慮する必要があることから、公開の審査会合（今回報告分）で基本的な考え方を確認した上で、非公開の審査会合で具体的な施設の仕様や配置場所等について審査を行い、議事概要及び必要な処理を施した資料を公開するとされている。（他原発も同様）

- (別紙) 1 島根原子力発電所2号機の適合性審査の進捗状況
2 島根原子力発電所2号機の適合性審査会合一覧

島根原子力発電所2号機の適合性審査の進捗状況

* 斜字：審査済

区分	議題	回数	主な審査の状況等
申請概要等 (4回)		4	主要な論点 (24項目) を規制庁が提示。審査の進め方を確認。
地震対策 (22回)	震源を特定して策定する地震動	13	データ拡充を求められ、H26.5~10及びH27.2~6に追加地質調査を実施。宍道断層の評価長さを約22kmから約25kmに見直し。
	震源を特定せず策定する地震動	1	検討対象16地震の内、鳥取県西部地震と留萌支庁南部地震を対象とし、申請当初より大きな620ガルとすることで済 (審査済)。
	地下構造評価	4	解析モデルは3号機地盤の1次元モデルの採用で済 (審査済)。
	敷地の地質・地質構造	2	敷地内に破碎帯、活断層はないこと、敷地に分布するシームは少なくとも後期更新世以降活動していないことを説明 (審査済)。
	基準地震動	0	—
	耐震設計方針	2	耐震重要度分類の変更について説明。
	地盤・斜面の安定性	0	—
津波対策 (0回)	基準津波	0	—
	耐津波設計方針	0	—
重大事故対策 (31回)	確率論的リスク評価 (PRA)	4	重大事故等対策を実施する前の仮想的なプラント状態において、炉心が損傷し重大事故に至る確率について説明。
	事故シーケンスの選定	3	新規規制基準において対策が義務づけられたシビアアクシデント対策の有効性評価を行う事故シーケンスグループの選定について説明。
	有効性評価	11	選定された事故シーケンス毎に、新規規制基準により義務づけられたシビアアクシデント対策が有効に機能するかどうかについて説明。
	解析コード	4	有効性評価で用いた解析プログラムについて説明。
	原子炉制御室	1	事故発生時にも原子炉制御室が有効に機能することを説明。
	水素対策	1	水素爆発防止対策 (電源を必要としない水素処理装置や水素濃度監視装置など) を説明。
	緊急時対策所	1	重大事故等対処要員が滞在し、プラント情報を把握するための設備や発電所内外との通信設備等及びそれらの運用を説明。
	フィルタ付ベント設備	6	申請時から新たにヨウ素フィルタ (銀ゼオライト)、弁を追加。全体設計、フィルタ性能、運用方法等について説明。
設計基準事故対策 (22回)	竜巻	3	設計竜巻による最大風速を引き上げ (69m/s→92m/s)。
	火災	4	発電所建物の内部・外部で起こりうる火災について説明。
	内部溢水	4	地震による配管破断や津波による浸水、消火活動における放水等により、原子炉施設内部で漏水事象が発生した場合においても、安全上重要な設備の機能が損なわれないことについて説明。
	火山	2	火山灰の堆積厚さについて、三瓶山と大山の火山活動等の不確かさを考慮し、当初申請の2cmから30cmに見直すことを説明。
	外部事象	1	設計上考慮すべき外部事象の選定について説明。
	保安電源設備	0	—
	静的機器の単一故障等	8	静的機器の単一故障設計、誤操作防止対策、圧力バウンダリ、通信連絡設備、監視測定設備、共用設備について説明。
計		78	

* 77回目は、「耐震設計方針」、「有効性評価」の回数にそれぞれ計上しており、計は一致しない。

島根原子力発電所2号機の適合性審査会合一覧

回数	開催年月日	議 題		常任委員会報告日 (通算回数)
		地震・津波関係	プラント関係	
1回目	H26.1.16	申請の概要		H26.2.21(1)
2回目	H26.1.28	申請内容に係る主要な論点		
3回目	H26.2.20	敷地周辺陸域の活断層評価		H26.3.18(2)
4回目	H26.3.19	敷地周辺海域の活断層評価		H26.4.21(3)
5回目	H26.4.9	敷地周辺活断層評価(コメント回答)		
6回目	H26.4.16	地下構造評価		H26.5.21(4)
7回目	H26.5.1	敷地周辺陸域・海域の活断層評価(コメント回答)		H26.6.12(5)
8回目	H26.6.27	震源を特定せず策定する地震動		H26.7.2(6)
9回目	H26.7.22		確率論的リスク評価(内部事象PRA)	H26.8.21(7)
10回目	H26.8.5		静的機器の単一故障に係る設計	
11回目	H26.8.28		フィルタベント系(設計、仕様)	H26.9.18(8)
12回目	H26.9.5	地下構造評価(コメント回答)		
13回目	H26.9.11		フィルタベント系(運用、コメント回答)	H26.10.9(9)
14回目	H26.9.30		確率論的リスク評価(地震・津波PRA)	
15回目	H26.10.2		事故シーケンスの選定	H26.11.27(10)
16回目	H26.10.14		有効性評価	
17回目	H26.10.16		外部火災(森林火災)	H26.12.17(11)
18回目	H26.10.23		内部溢水	
19回目	H26.10.30		外部火災(産業施設、航空機墜落)	H27.1.21(12)
20回目	H26.11.6		有効性評価(保管場所、アクセスルート)	
21回目	H26.11.13		有効性評価	H27.2.13(13)
22回目	H26.11.20		地下構造評価(コメント回答)	
23回目	H26.11.21		内部火災	H27.3.10(14)
24回目	H26.12.4		有効性評価	
25回目	H26.12.9		<現地調査>	H27.5.20(15)
-	H26.12.19		有効性評価	
26回目	H27.1.15		敷地周辺陸域の活断層評価(コメント回答)	H27.6.8(16)
27回目	H27.1.16		有効性評価	
28回目	H27.1.27		電巻影響評価	H27.7.21(18)
29回目	H27.2.3		<現地調査>	
-	H27.2.5-6		緊急時対策所	H27.8.21(19)
30回目	H27.2.10		誤操作の防止・安全避難通路等・安全保護回路	
31回目	H27.2.19		圧力バウンダリ	H27.8.21(19)
32回目	H27.2.24		フィルタベント系(主ライン、弁構成)	
33回目	H27.2.26		有効性評価(原子炉格納容器限界温度・圧力)	H27.8.21(19)
34回目	H27.3.3		静的機器の単一故障(コメント回答)	
35回目	H27.3.5		地下構造評価(コメント回答)	H27.8.21(19)
36回目	H27.3.6		有効性評価(燃料プール、運転停止中)	
37回目	H27.3.17		外部火災(コメント回答)	H27.8.21(19)
38回目	H27.3.19		通信連絡設備	
39回目	H27.3.24		電巻影響評価(コメント回答)	H27.8.21(19)
40回目	H27.3.31		監視測定設備	
41回目	H27.4.2		フィルタベント系(運用方法等)	H27.8.21(19)
42回目	H27.4.7		電巻影響評価(フジタモデルの適用)	
43回目	H27.4.9		共用に関する設計上の考慮	H27.8.21(19)
44回目	H27.4.21		敷地の地質・地質構造	
45回目	H27.4.24		解析コード	H27.8.21(19)
46回目	H27.5.12		敷地周辺海域の活断層評価(コメント回答)	
47回目	H27.5.15		内部溢水(コメント回答)	H27.8.21(19)
48回目	H27.5.21		フィルタベント系(コメント回答)	
49回目	H27.5.28		誤操作の防止・安全避難通路等・安全保護回路(コメント回答)	H27.8.21(19)
50回目	H27.6.2		解析コード	
51回目	H27.6.9		原子炉制御室	H27.8.21(19)
52回目	H27.6.11		火山影響評価	
53回目	H27.6.12		敷地周辺陸域の活断層評価(重力異常に係わるコメント回答)	H27.8.21(19)
54回目	H27.6.19		解析コード	
55回目	H27.6.23		確率論的リスク評価(コメント回答)	H27.8.21(19)
56回目	H27.6.30		外部事象の考慮	
57回目	H27.7.2		確率論的リスク評価(コメント回答)	H27.8.21(19)
58回目	H27.7.9		フィルタベント系(コメント回答)	
59回目	H27.7.14		内部火災(コメント回答)	H27.8.21(19)
60回目	H27.7.16		敷地周辺陸域・海域の活断層評価(コメント回答)	
61回目	H27.7.21		原子炉建屋内水素対策	H27.8.21(19)
62回目	H27.7.21		内部火災(コメント回答)	
63回目	H27.7.28		敷地周辺陸域・海域の活断層評価(コメント回答)	H27.8.21(19)
64回目	H27.7.31		原子炉建屋内水素対策	
65回目	H27.8.4		内部火災(コメント回答)、今後のBWRプラントの審査の進め方	

回数	開催 年月日	議 題		常任委員会報告日 (通算回数)
		地震・津波関係	プラント関係	
66回目	H27.9.9	敷地周辺陸域の活断層評価(コメント回答)		H27.9.14(20)
67回目	H27.10.15		解析コード(コメント回答)	H27.12.1(21)
-	H27.10.29-30	<現地調査>		
68回目	H27.11.20	敷地周辺海域の活断層評価(国土交通省断層)		H27.12.16(22)
69回目	H27.12.16	敷地周辺陸域の活断層評価(コメント回答、西端の評価)		
70回目	H28.1.15	敷地の地質・地質構造(コメント回答)		H28.1.21(23)
71回目	H28.1.29	敷地周辺陸域の活断層評価(コメント回答)		H28.2.24(24)
72回目	H28.3.31		今後のBWRプラントの審査の進め方	H28.4.21(25)
73回目	H28.4.21		BWR審査における論点及び今後の審査の進め方	H28.5.31(26)
74回目	H28.4.28		火山影響評価(コメント回答)	
75回目	H28.5.13	震源を特定して策定する地震動		H28.7.19(27)
76回目	H28.5.26	耐震重要度分類		
77回目	H28.7.12	耐震重要度分類	有効性評価(コメント回答)	H28.9.15(28)
78回目	H28.8.25		有効性評価(コメント回答)	

: 今回の報告対象

平成 28 年度原子力防災訓練に係る船舶を活用した住民避難訓練の実施について

平成 28 年 9 月 15 日

原子力安全対策課

海上自衛隊、海上保安庁及び中国電力の協力を得て、島根原子力発電所の事故を想定した船舶による住民避難訓練を実施しました。

鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編）等では、バス・乗用車による避難を中心としつつ、船舶による避難を補完的手段として位置付けており、今後、今回の訓練で得られた結果・教訓等を県、市、関係機関で共有し、広域住民避難計画等へ反映させるなど実効性向上の取組を継続的に行っていきます。

1 目的

船舶への乗船・下船の流れの確認及び港湾使用に係る関係機関等との調整方法等の確立及び検証を行うため、船舶による避難訓練を実施し、一連の流れの検証と関係機関の対応能力の向上等を図る。また、避難住民の受入れを行う県営広域避難所を迅速かつ円滑に開設するための手順等を検証する。

2 日時及び場所

平成 28 年 8 月 28 日（日）午前 7 時～午後 1 時 30 分
鳥取市（鳥取港、県立図書館）、境港市（境港）

3 主な訓練内容

(1) 船舶による住民避難訓練

- ア 境海上保安部の艦艇で孤立者の避難を実施。続いて海上自衛隊の艦艇で、境港から鳥取港まで避難を実施。当日は、天候不良に伴い、安全確保上約 30 名の住民参加を取り止め、県・米子市・境港市職員が住民役となって実施。
- イ 船舶避難に係る関係機関との連絡の実施
- ウ 船舶への乗船・下船の流れ及び住民誘導の確認

(2) 避難退域時検査訓練

- ア 鳥取港に避難退域時検査会場を設置
- イ 船舶で避難してきた住民に対し避難退域時検査を実施し、住民の安全を確認

(3) 県営広域避難所開設訓練

- ア 動員計画に基づき職員を動員し、実際の避難所開設場所（県立図書館）に避難所を設営
- イ 職員の動員から避難所（居住スペース）開設、避難者受付までの一連の流れを確認

4 参加人数及び参加機関

約 100 名（鳥取県、米子市、境港市、海上自衛隊舞鶴地方総監部、境海上保安部、境港管理組合、島根原子力規制事務所、中国電力（株））

5 訓練の成果

(1) 船舶による避難訓練

- ア 船舶避難の有用性
航行が可能な場合、一度に大量の住民を目的地に輸送できることが確認できた。
- イ 気象条件の影響
海路を利用しての避難は、気象、特に海象の影響に左右されることが改めて確認された。特に波高 0.5m 以上の波の場合は、船の揺れへの影響が大きく、避難者の健康に影響する恐れがある。
- ウ 関係機関との連携
船・港湾管理者との調整など周到な準備と計画が必要であることが確認できた。
- エ 船舶の運用

船舶が使用可能な場合の運用（船舶毎の標準的な乗船者数、航行の目安となる気象の把握、船舶避難対象者の検討、要支援者の乗船の可否等）について、あらかじめ関係機関と協議が必要である。

オ 次年度以降の検証

今回、訓練できなかった事項（住民の乗船による避難体験や、より大型船舶の使用）について引き続き検証していく。

(2) 避難退域時検査訓練

ア 船舶避難の際の避難退域時検査の実施

下船後に避難者の避難退域時検査を行う際の実施手順の確認と検証ができた。

イ 屋外での避難退域時検査の実施

初めて屋外で検査を実施した。特に港湾における避難退域時検査会場の設営、夏期に必要となる資機材の確保の手順等が確認できた。

ウ 熱中症対策

不織布防護服（いわゆるタイベックスーツ）を着用して実施したが、夏期の高温時には熱中症への備えが必要であることが確認できた（当日は比較的涼しかったが、それでも相当の発汗をした訓練者が多かった。）。

(3) 県営広域避難所開設訓練

ア 避難所生活での身体的負担の軽減

- ・熊本地震において身体的負担を軽減すること等に有効とされた段ボールベッドの設置を行い、組立方法や有用性を確認することができた。
- ・県営広域避難所の段ボールによる居住スペースの設営作業について、事前のマニユアル整備等により、計画に基づき設営できることが確認できた。

イ 避難者受付の実施

避難者の受付に係る基本的な手順について確認と検証ができた。

ウ 動員計画の検証

県営広域避難所の開設に必要な職員の動員については、動員計画に基づき円滑に動員できることを確認した。

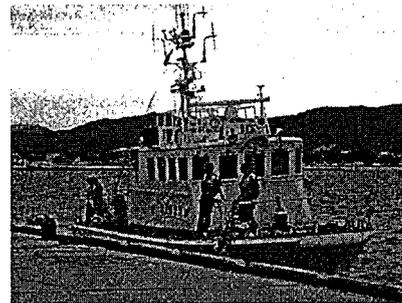
<多用途支援艦「ひうち」>



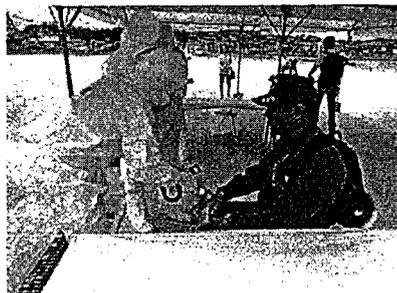
<「ひうち」からの下船>



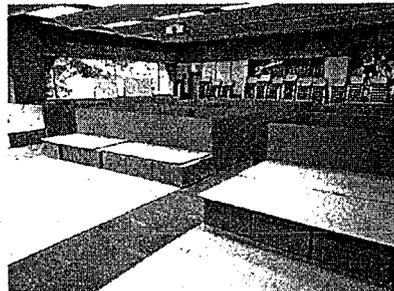
<巡視艇「みほぎく」>



<避難退域時検査訓練>



<県営広域避難所開設訓練>



人形峠環境技術センター・総合管理棟のウォーターバス（湯せん器）で発生した火災について

平成28年9月15日

原子力安全対策課

平成28年8月30日、人形峠環境技術センターから、総合管理棟2階の排水管理室にあるウォーターバス（湯せん器）※の電源プラグ等に溶融跡を発見（公設消防により火災の判断）したとの連絡がありました。これを受け、本県では、原子力安全対策課内に情報連絡室を設置するとともに、現地に職員を派遣し、現場状況や人体や環境に影響のないことを確認しました。

また、火災発生翌日には、県庁において同センターから改めて報告を受け、再発防止策の徹底等について申入れを行いました。

※ウォーターバス：施設内排水等を河川に排水するに当たっての水質検査で、排水試料を温めるための設備。平成28年製。

1 事案の概要

- (1) 発生日時 平成28年8月30日（火）10時40分頃
- (2) 発生場所 人形峠環境技術センター 総合管理棟〔放射性物質のない非管理区域〕
- (3) 発生状況（8月30日）
 - ① 排水管理室（総合管理棟2階 非管理区域）ウォーターバス（湯せん器）コンセントの点検中に焦げ跡を発見（10：40頃）
 - ② 119番通報（10：50頃）
 - ③ 津山圏域消防組合が現場到着（11：59頃）
 - ④ 津山圏域消防組合により、排水管理室にあるウォーターバス（湯せん器）の電源プラグ及びプラグ型漏電遮断器に焦げ跡があるため、火災（建物ぼや火災）と判断され、同時に鎮火も確認（12：04）
- (4) 発生原因 調査中
- (5) 環境への影響等 放射線による人体及び環境への影響はなし、負傷者等はなし

2 本県の対応

- (1) 情報連絡室の設置及び職員の現地派遣
 - ・人形峠環境技術センターからの通報と同時に原子力安全対策課内に情報連絡室を設置し、情報収集を実施
 - ・原子力安全対策課職員（2名）を現地に派遣し、現場の状況や人体や環境に影響のないことを確認した。
- (2) 人形峠環境技術センターへの申入れ
 - ア 現地確認の際
次の3点について口頭により申入れを実施した。
 - ①県庁での状況報告、②原因究明、③再発防止策の徹底
 - イ 県庁での状況報告の際（公開で実施）
 - ・昨日発生した電源プラグ等の火災事案は、放射性物質等による環境への影響はなかったとはいえ、平成26年11月（バッテリー充電器の火災）に続く火災事案の発生であり、わずか2年足らずの間に再発したことは安全・安心を第一義にするべき原子力施設としては大変遺憾である。
 - ・原因の早急な究明、再発防止対策の迅速・確実な実施と、これらの対応状況について県民を含め広く十分な説明をすること。
 - ・この度の事故にかかる機器と同様のものの安全点検を速やかに行うこと。
 - ・貴センター内において、安全、安心を第一義とした業務の推進を再度徹底すること。

（参考：主な経緯）

<8月30日>

- 10：40頃 溶融痕を発見
- 10：50頃 公設消防に通報
- 11：04 人形峠環境技術センターから第1報を受信
県情報連絡室を設置、関係機関に情報伝達
- 12：04 公設消防による火災の判断
- 13：14 現地確認のため原子力安全対策課職員2名を派遣
- 14：25 現地確認及び聞き取りの実施（14：55現地確認終了）
- 16：50 現地確認職員が帰庁し、被害が拡大しないこと等を確認したため、県情報連絡室を廃止

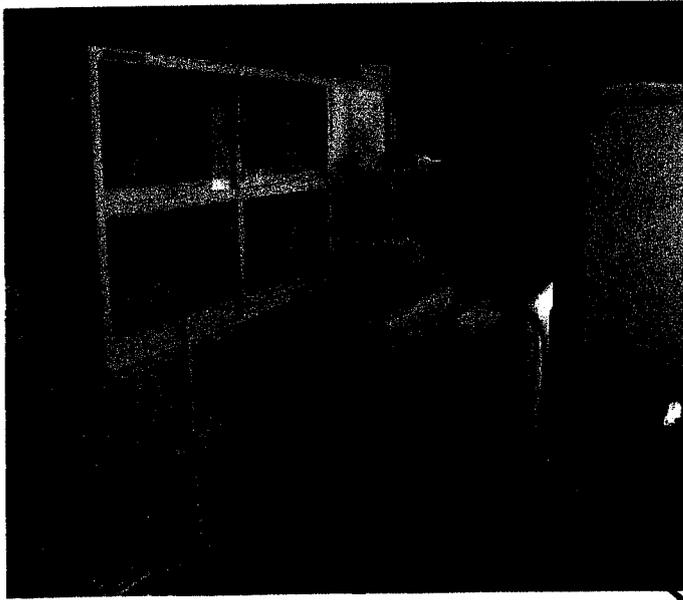
<8月31日>

- 10：30 県庁において人形峠環境技術センターから状況報告を受け、申入れを実施（11：10終了）

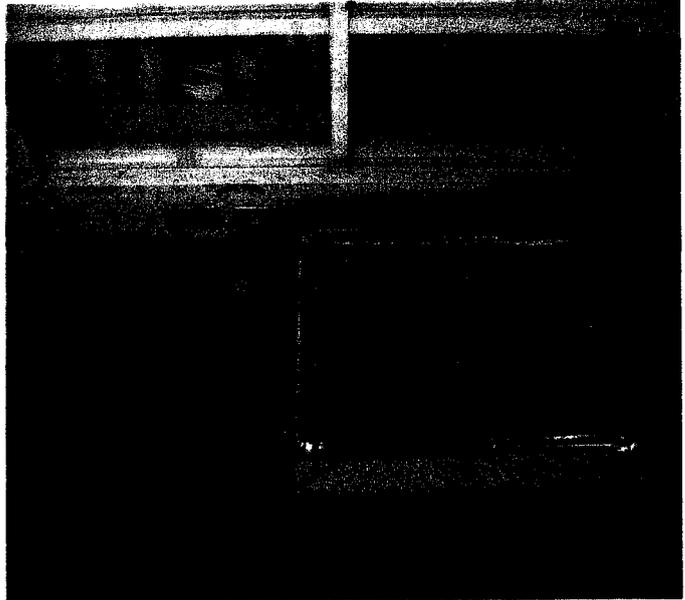
（添付資料）ウォーターバス（湯せん器）の現場写真（人形峠環境技術センター公表資料）

〔ウォーターバス（湯せん器）の現場写真（人形峠環境技術センター公表資料）〕

資料3

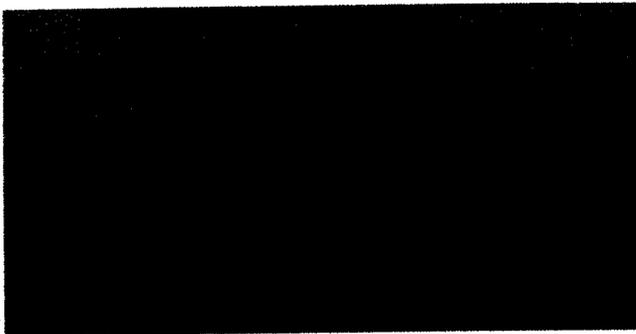


排水管理室全体

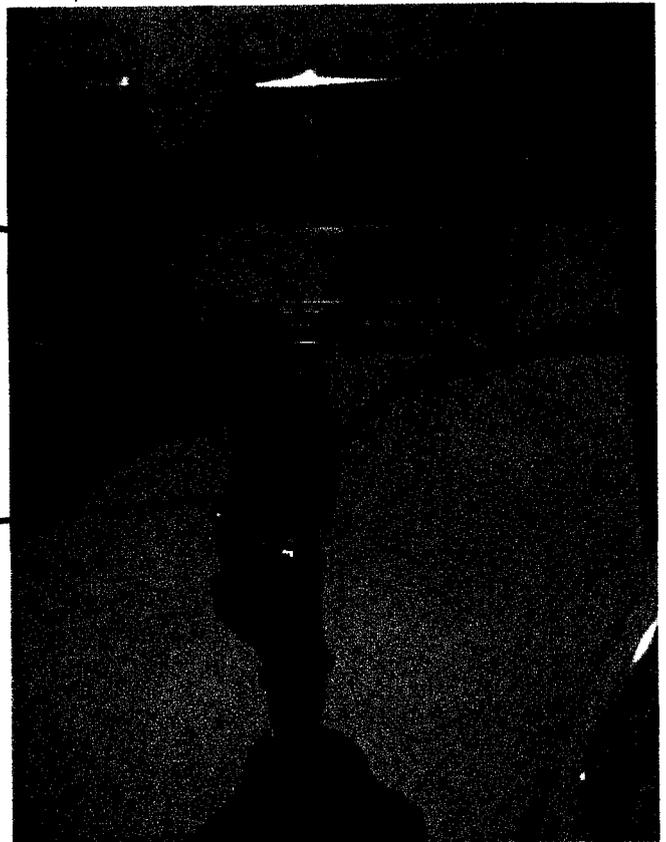
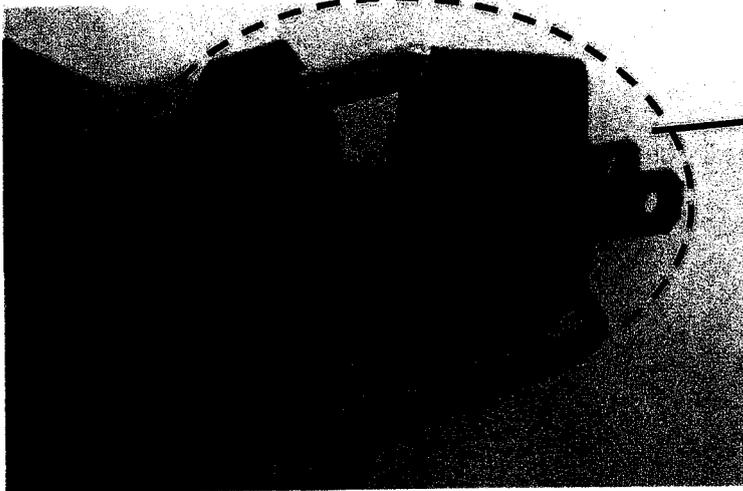


ウォーターバス

焦げ跡



焦げ跡



コンセント接続

平成28年度鳥取県自主防災組織等知事表彰について

平成28年9月15日
消 防 防 災 課

平成28年度の鳥取県自主防災組織等知事表彰の受賞者を決定し、9月10日(土)の「とっとり防災フェスタ2016」において、表彰式を行いました。

1 受賞者及び功績概要

【功労表彰】

※敬称略

受賞団体・個人名 (団体：代表者職氏名)	功績の概要
鳥取市 遷喬地区自主防災会 連絡協議会 (会長 武田 恭明)	同防災会は、平成8年に地区内の26自主防災会によって結成され、『鳥取市自主防災会連合会』の一員として、積極的に活動を実施した。また、地区防災訓練を毎年実施し、避難行動要支援者の把握、避難誘導等を行うとともに、日本赤十字社鳥取県支部から講師を招き、AED講習、緊急時の応急手当等の救急講習を実施するなど、地域防災力の向上に多大な貢献をした。
米子市 旗ヶ崎二区自治会 防災会 (会長 長谷川 節夫)	同防災会は、平成15年に結成以来、総合防災訓練として、災害対策本部の運営から初期消火、傷病者搬送、避難、炊き出し等を一連の流れで実施するとともに、要配慮者マップ及び要配慮者リストを作成し、避難行動要支援者の支援担当や避難場所を班ごとに決めている。また、こども会と連携し、こども達で「わかとり消防団」を発足しており、毎年夏に火の用心を訴えて町内巡回を行っているほか、会員が防災研修等に積極的に参加して技能・知識の習得に励むなど、地域防災力の向上に多大な貢献をした。
米子市 河岡自治会防災会 (会長 養藤 (ようどう) 繁)	同防災会は、消防資機材を整備し、毎月1回は機器点検を兼ねて放水訓練を実施するとともに、地震・津波災害を想定しての図上訓練や消火栓及び消火器を使用した消火訓練のほか、リヤカー等を使用した避難訓練など様々な内容の訓練を実施している。更には、独自に有線放送施設を有し、屋外拡声スピーカーを設置するとともに、戸別受信機を全家庭に配備し、訓練で活用するなど、地域防災力の向上に多大な貢献をした。
岩美町 陸上地区自主防災会 (会長 小山 勝之進)	同防災会は、平成26年度に陸上地区自主防災会防災計画を作成するとともに、独自に防災資機材を整備した。また、コミュニティ新聞「くがみ新聞」に防災情報を定期的に掲載しているほか、防災専門誌「会報 ぼうさい陸上」を発行し、住民の防災意識の向上に努めている。更には、避難行動要支援者、世帯員名簿の整備、独自の海拔表示板の設置を推進するなど、地域防災力の向上に多大な貢献をした。
湯梨浜町 東田後区防災会 (会長 永井 康雄)	同防災会は、各班の役割を明確にし、初動体制の確立など区民参加型訓練を行い、地域住民の防災意識の高揚に努めている。また、消火班を中心に消防施設点検等を行うとともに、避難行動要支援者名簿の充実拡大に取り組んでいる。更には、防災活動への参加者を増やすため、他行事と連携した防災イベントの企画運営に尽力するなど、地域防災力の向上に多大な貢献をした。
倉吉市 小田自主防災組織 (代表 船越 達也)	同組織は、東日本大震災を教訓として、平成24年1月に設立し、住民の防災意識を把握するための防災アンケートを全戸配布して実施した。また、毎年、防災に関する講演会、消防団と連携した防災訓練、更には、住民同士の意見交換を行っており、専門知識を有する住民を把握するとともに、危険箇所、避難行動要支援者、独居者等の情報を集約した防災マップを班別に作成している。これらの活動により、他の団体(婦人部)も防災訓練を行うようになるなど、地域防災力の向上に多大な貢献をした。

受賞団体・個人名 (団体：代表者職氏名)	功績の概要
米子市 本田 卓巳	同氏は、消防団員として、平成26年8月の「福生東少年消防クラブ」の設立に携わった。消防団員が主体となって少年消防クラブを発足・運営するのは、県内初であり、全国的にも珍しいものとなっている。また、同クラブは、同氏が企画・立案・連絡調整、救急講習、水消火器による消火訓練等を消防署の協力を得て実施するほか、毎月1回程度、消防団員と火の用心を訴えながら防災パトロールを実施するとともに、自分達の地域を見回って独自の防災マップを作成するなど、地域防災力の向上に多大な貢献をした。
鳥取市 横山 ひとみ	同氏は、元教育職としての豊富な知識・経験を生かし、鳥取県防災教育コーディネーターとして、過去の災害の教訓や地理的条件等を踏まえた県独自の防災教育プログラムである「鳥取型防災教育の手引き」の作成やその効果的な活用に取り組んだ。また、鳥取県学校防災アドバイザーとして、県内の学校で実践的な防災教育を行うとともに、鳥取県自主防災活動アドバイザーとして、地域の子どもや住民を対象とした防災学習会の講師として活動している。更には、鳥取県学校の安全教育推進委員会の委員として、鳥取県教育委員会が推進する防災教育の指導的役割を果たすなど、地域防災力の向上に多大な貢献をした。

2 表彰式

- (1) 日時 9月10日(土) 午前10時25分～10時50分
(2) 場所 バード・ハット(鳥取駅前) ステージ

3 鳥取県自主防災組織等知事表彰の概要

(1) 目的

自主防災活動に関し、特に優れていると認められる団体又は個人に対して知事表彰を行い、自主防災活動に貢献する団体や個人をたたえることにより、他の模範とすべき取組を広め、自主防災組織の充実強化及び地域防災力の向上を図るため、鳥取県西部地震から5年目を迎えた平成17年度から実施している。

(2) 表彰対象

自主防災活動に関し、特に優れていると認められる①自主防災組織、②自主防災組織の構成員、③自主防災活動の推進に多大な貢献をしたもの、④防災教育の推進に多大な貢献をしたもの

(3) 表彰の種類

- ア 功績表彰 災害現場等において、他の模範となる功績抜群の活動を行った場合
イ 功労表彰 他の模範となる自主防災活動又は防災教育を行った場合

「イザ!カエルキャラバン! inとっとり」の開催について

平成28年9月15日
消 防 防 災 課

子どもたちの防災の知識及び技術の向上並びに若い子育て世帯の地域防災活動への参加促進を図り、地域防災力の充実強化に資するため、NPO法人プラス・アーツ（神戸市）が開発した若い子育て世帯向けの防災訓練プログラム「イザ!カエルキャラバン! inとっとり」を昨年に引き続き開催します。

1 日時

平成28年9月25日（日）午後1時～4時（※荒天の場合、10月2日（日）に順延）

2 場所

鳥取県民体育館（鳥取市布勢146-1 コカ・コーラウエストスポーツパーク内）

3 運営体制

- (1) 主催 鳥取県、日本防災士会鳥取県支部
- (2) 後援 鳥取市、鳥取県東部広域行政管理組合消防局
- (3) 企画・運営協力 NPO法人プラス・アーツ

4 対象

若いファミリー層を中心とした、主に幼児（5歳）から小学3年生の児童（9歳）までの子どもとその家族（参加費無料）

5 概要

おもちゃの物々交換と、楽しく学べる防災体験プログラムを組み合わせた催しを開催する。

(1) かえっこバザール [午後1時～3時30分]

使わなくなったおもちゃを持ち寄り、他の子どもが持参したおもちゃと交換（とりかえっこ）する、若い子育て世帯に大人気のプログラムである。

(2) 防災体験プログラム [午後1時～3時30分]

家族で防災に関する知識や技術をゲーム感覚で楽しく学べる体験型のプログラムで、参加すると「カエルポイント」がもらえる。

[主な体験メニュー]

- ①水消火器で的あてゲーム（消火時の心得と消火器の使用方法を学ぶプログラム）
- ②毛布で担架タイムトライアル（毛布を使った担架で搬送方法を学ぶプログラム）
- ③ジャッキアップゲーム（ジャッキを使った救出方法を学ぶプログラム）
- ④持ち出し品なあに？クイズ（暗記クイズで家庭の非常持ち出し品を学ぶプログラム）
- ⑤紙食器づくり（チラシや新聞紙を使って紙食器を作るプログラム）
- ⑥対決！バケツリレー（みんなで協力して消火する方法を学ぶプログラム）
- ⑦家具転倒防止ワークショップ（ミニチュアの家具を用いて、家具の転倒防止等の方法や効果を学ぶプログラム）
- ⑧防災カードゲーム（防災の知識をカードゲームで学ぶプログラム）
- ⑨鳥取市消防団による活動体験（消防ポンプによる放水体験等で消防団活動を学ぶプログラム）
- ⑩東部消防局による煙体験（火災による煙の怖さと安全な避難行動を学ぶプログラム）

(3) おもちゃのオークション [午後3時30分～4時]

防災体験プログラムに参加して貯めた「カエルポイント」を使って、おもちゃの「オークション」に参加することができる。

《参考》

「イザ！カエルキャラバン！」について

「若い世代のファミリーが地域の防災訓練にあまり参加しない」という地域が抱える課題を解決するため、阪神・淡路大震災の被災者へのヒアリングを基に、平成17年にNPO法人プラス・アーツが開発した子どもたちや若い世代のファミリーを対象とした新しい形の防災訓練プログラム。おもちゃの物々交換プログラム『かえっこバザール』の仕組みの中に、「水消火器でのあてゲーム」、「毛布で担架タイムトライアル」などゲーム感覚で楽しく学べる『防災体験プログラム』を組み込んだことにより、若い世代のファミリーが積極的に防災訓練に参加するようになり、現在までに全国で200回以上開催され、計20万人以上が参加。この取組が高く評価され、「平成24年第1回まちづくり法人国土交通大臣表彰」の受賞をはじめ、総務省消防庁が作成した防災教材「チャレンジ！防災48」に参考事例として掲載されている。

NPO法人プラス・アーツについて

- ・所在地 兵庫県神戸市中央区小野浜町1番4号 デザイン・クリエイティブセンター神戸307号
- ・法人名 特定非営利活動法人プラス・アーツ
- ・代表者 理事長 永田 宏和
- ・活動目的 「教育」、「まちづくり」、「防災」、「福祉」、「環境」、「国際協力」といった社会の既存の分野に対して、アートの発想やアーティストの持つ既成概念に捉われない想像力を導入し、それらの分野が抱えている様々な課題や問題を解消し、再活性化させることを目的に活動している。

「鳥取県西部地震16年フォーラム」の開催について

平成28年9月15日

消 防 防 災 課

災害から地域住民の生命、身体及び財産を守るためには、地域の実情を踏まえ、防災と福祉を組み合わせた活動を住民主体で行うことにより、地域防災力を維持・向上させることが重要となっています。

しかしながら、少子高齢化や過疎化の進展に伴い、災害が発生した際の地域で支え合う取組は実際に機能するのか、住民から不安の声も聞かれます。

近年多発する災害において、共助の果たした役割が改めて評価される中、地域住民はどのように取り組んでいくべきかについて、日頃から様々な形で地域に関わる5人の方を語り手として迎え、また会場にお越しの皆さんにも語り手となっていただき、参加者全員で語り、学び合います。

- 1 開催日時 平成28年10月2日(日) 午後1時15分～4時30分
- 2 開催場所 日野町山村開発センター 1階 大集会室(日野郡日野町根雨130-1)
- 3 対象者 自治会・自主防災組織構成員、民生児童委員、福祉推進員、地域団体・ボランティア団体、
県・市町村社会福祉協議会役職員、県・市町村職員、一般県民 約100名
- 4 主 催 鳥取県、鳥取県西部地震展示交流センター(運営:日野ボランティア・ネットワーク)
- 5 テ ー マ 地域について、5人と多数の語り手たち
～地域の防災力・福祉力を高めるために、私たちは今、何ができるか?～

6 内 容

(1) 開会(午後1時15分～25分)

開会あいさつ:小谷 博徳(日野ボランティア・ネットワーク代表)氏

(2) 全体ディスカッション(午後1時25分～4時20分)

<語り手・話題提供>

○阿部 由紀(あべ よしのり)氏

東日本大震災の際、災害ボランティアセンターの中核として支援活動を展開するとともに、地域を回って住民支援、ボランティア・NPO支援を実践されている。宮城県石巻市社会福祉協議会職員。

○高間 さとみ(たかま さとみ)氏

「中山間地域型の保健医療福祉システム」をテーマに、過疎高齢化が進んだ東伯郡琴浦町古布庄地区に防災の切り口で学生とともに継続的に関わり、住民の主体的な取組を支援されている。鳥取大学医学部保健学科地域・精神看護学講座講師。

○井岡 仁志(いおか ひとし)氏

独自の「見守りネットワーク」等、協働により住民が主体的に取り組む仕組みづくりを推進されている。また、豪雨災害を経験された方でもある。滋賀県高島市社会福祉協議会常務理事。

○松浦 誠二(まつうら せいじ)氏

集落の取組が困難な地域を多く抱える離島(中山間地)において、かつての豪雨災害の経験も踏まえ、自ら地域を回り密着した関わりを持つことで地域コミュニティの主体的な取組を支えている。島根県隠岐の島町社会福祉協議会職員。

○吉田 圭吾(よしだ けいご)氏

八頭郡智頭町において、平成25～27年度、住民主体の防災体制づくりのモデル事業に取り組みされた。その際、事前の地域アセスメントを実施するとともに、防災福祉マップづくりからその後の継続した取組に至るまで、地域に関わり続けている。智頭町社会福祉協議会職員。

(3) 閉会 (午後4時20分～4時30分)

閉会あいさつ：鳥取県危機管理局

※鳥取県西部地震周年フォーラムについて

鳥取県に甚大な被害をもたらした「平成12年鳥取県西部地震」の記憶や経験を風化させることなく広く普及啓発を行い、後世に継承することで自助・共助の取り組みを活性化させ、地域防災力を向上させることを目的に、毎年、鳥取県西部地震が発生した10月6日頃に鳥取県西部地震周年フォーラムを開催している。